

太陽光発電設備を設置された方へ

～固定資産税(償却資産)申告のお知らせ～

(お問い合わせ先) 吉見町役場 税務会計課 課税係

TEL0493-54-5028

「償却資産」とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、構築物や機械装置、運搬具、器具備品などをいいます。

平成24年7月から、再生可能エネルギーで発電された電気を電力会社が一定の調達期間・調達価格で買い取ることを義務付けた「固定価格買取制度」が導入されました。

遊休地や家屋の屋上スペース・屋根等に太陽光発電設備を設置した場合も、償却資産に該当し、固定資産税の課税の対象となる場合があります。

固定資産税における太陽光発電設備の取り扱いについては、次のとおりです。

課税の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の申告をしてください。

申告(課税)対象について

設置者	10kw以上の太陽光発電設備	10kw未満の太陽光発電設備
個人 (住宅用)	家屋の屋根、空き地などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して、発電量の全量又は余剰を売電する場合は、発電するための事業用資産となり、発電に係る設備は 申告の対象 となります。	発電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては 申告の対象外 となります。
個人 (事業用)	個人の方であっても、事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かに関わらず償却資産として 申告の対象 となります。 (例) アパートの屋根に設置した太陽光発電設備(発電した電力をすべて入居者が利用していても、課税の対象となります。)	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や全量売電か余剰売電かに関わらず償却資産として 申告の対象 となります。	

※ 売電目的の太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数は17年になります。

(耐用年数省令別表第2「31.電気業用設備」の「その他の設備」の「主として金属製のもの」)

裏面につづく

発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネル設置方法		家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	架台に載せて屋根に設置	家屋以外の場所（地上や屋根の要件を満たしていない構築物など）に設置
太陽光発電設備	太陽光パネル	家屋	償却	償却
	架台	家屋	償却	償却
	接続ユニット	償却	償却	償却
	パワーコンディショナー	償却	償却	償却
	表示ユニット	償却	償却	償却
	電力量計等	償却	償却	償却

家屋：建物と一体で評価され、家屋として固定資産税の対象になります。（償却資産申告は不要です。）

償却：償却資産に該当します。**償却資産として申告が必要になります。**

課税標準の特例について

平成25年度から、固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税の課税標準の特例が適用されています。

【特例内容】

該当設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を3分の2に軽減します。

（平成24年5月29日～平成28年3月31日までに取得した設備で、取得した翌年から3年間に限る。）

根拠法令：地方税法附則第15条第33項

【対象となる設備】

経済産業省による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備（蓄電装置、変電設備、送電設備を含む）のうち償却資産に該当する部分が対象となります。

ただし、住宅等太陽光発電設備（低圧かつ10kw未満）及び、認定を受けていても認定通知書に記載されている「発電出力」が10kw未満のものは、課税標準の特例の対象とはなりません。

【課税標準の特例を適用するための必要書類】 ※発電出力量により異なります

○償却資産課税標準特例適用申告書

○経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定について(通知)」の写し
もしくは、「10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」の写し

（注）上記認定太陽光発電設備の特例は、**平成28年3月31日までの取得資産をもって終了します。**

平成28年4月1日からは自家消費用太陽光発電設備で、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けている資産が対象になり、売電用（設備認定を受けたもの）の太陽光発電設備は余剰売電であっても全て特例対象外となります。

※太陽光発電設備を土地に設置された場合、土地の課税地目も変更となり、雑種地課税となります。

※売電による所得がある場合、所得税の確定申告又は町県民税の申告が必要になります。